



神奈川県から市外への引っ越し

引っ越しの
手続 **④**

- ◇ 神奈川県から市外に引っ越される方の区役所での主な手続のご案内です。
- ◇ 各手続の詳細については、担当窓口にお問い合わせください。

令和5年5月更新
神奈川県役所

項目	神奈川県での手続 □手続に必要なもの	受付窓口	新住所地での手続 □手続に必要なもの
横浜市外への引っ越し	転出届 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認資料※1 ▽代理人(本人・同一世帯の方以外)が手続する場合は「委任状」もお持ちください。 <input type="checkbox"/> (交付を受けている方) マイナンバー(個人番号)カード・住民基本台帳カード ▽お持ちでなくても転出手続は可能です。 ・転出証明書をお渡しします。	別館1階103番 戸籍課 登録担当 411-7034	転入届 (新住所に住み始めた日から、14日以内) <input type="checkbox"/> 神奈川県で交付された転出証明書 ▽神奈川県でマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用した転出届を行った場合は、転出証明書に代わり、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちください。 <input type="checkbox"/> (外国人住民の方) 在留カード・特別永住者証明書・外国人登録証明書のいずれか <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認資料※1 ▽詳細は新住所地の市区町村へお問い合わせください。 <input type="checkbox"/> 印鑑
印鑑登録	・転出予定日に自動的に廃止されます。 詳細は受付窓口にてお問い合わせください。		必要な方はあらかじめ申請をしてください。手続方法は各市区町村で異なります。詳しくは新住所地の市区町村へお問い合わせください。
マイナンバー(個人番号)カード・住民基本台帳カード	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード・住民基本台帳カード		▽転入先へマイナンバーカード・住民基本台帳カードを持参して継続利用の手続を行うことにより、引き続き使用することができます。手続できる期間や暗証番号の入力がありますので、詳細は新住所地の市区町村へお問い合わせください。
電子証明書	・電子証明書は失効します。		▽必要な方はあらかじめ申請をしてください。詳細は新住所地の市区町村へお問い合わせください。
公立小中学校の児童・生徒	転学届 ・学校に転学届を提出し、次の書類を受け取ってください。 <input type="checkbox"/> 在学証明書 <input type="checkbox"/> 教科書用図書給与証明書	今までの学校	転入手続、転校手続 <input type="checkbox"/> 在学証明書 <input type="checkbox"/> 教科書用図書給与証明書
国民年金(1号被保険者)	特にありません。(新住所地で手続) ※国外への転出の場合は、届出が必要です。 <input type="checkbox"/> 年金手帳又は基礎年金番号通知書	別館1階153番 保険年金課 国民年金係 411-7121	年金の住所変更(転入)の手続 <input type="checkbox"/> 年金手帳又は基礎年金番号通知書
国民年金(受給者)	特にありません。(新住所地で手続)	転入先の住所を管轄する年金事務所	年金の住所変更(転入)の手続 住所変更届 を記入し、年金事務所へ提出してください。(届出用紙は転入先の市町村役場にありませぬ。)
国民健康保険	横浜市国民健康保険証の返却 <input type="checkbox"/> 横浜市国民健康保険証 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認資料※1 ▽代理人(本人・同一世帯の方以外)が手続する場合は「委任状」もお持ちください。	別館1階151番 保険年金課 保険係 411-7124	加入の手続 ▽詳細は新住所地の市区町村へお問い合わせください。
介護保険 介護認定を受けている方	介護保険被保険者証の返却 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認資料※1 ▽代理人(本人・同一世帯の方以外)が手続する場合は「委任状」もお持ちください。		加入の手続 ▽詳細は新住所地の市区町村へお問い合わせください。
後期高齢者医療被保険者証 【県外へ転出する方】	保険証の返却 <input type="checkbox"/> 保険証 ※県外へ転出の場合、負担区分証明書を発行します。	別館1階152番 保険年金課 給付担当 411-7126	後期高齢者医療被保険者証の交付 ▽詳細は新住所地の市区町村へお問い合わせください。 <input type="checkbox"/> 前住所地交付の負担区分証明書(県外のみ)
医療証(小児、ひとり親家庭、重度障害者等)	医療証の返却 <input type="checkbox"/> 医療証		医療証の交付 <input type="checkbox"/> 健康保険証 ※医療証ごとに必要書類があります。受付窓口までおたずねください。

※1 運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・住民基本台帳カード(写真付)。その他については、お問い合わせください。
裏面に続く

項目	神奈川県での手続 □手続に必要なもの	受付窓口	新住所地での手続 □手続に必要なもの
身体障害者手帳 療育手帳（愛の手帳） 自立支援医療（更生医療）	手帳の転出手続 □身体障害者手帳 □療育手帳（愛の手帳） 更生医療 □身体障害者手帳 または更生医療受給者証	【18歳以上の方】 別館3階301番 高齢・障害支援課 411-7114 【18歳未満の方】 別館3階305番 こども家庭支援課 411-7113	障害者手帳について □身体障害者手帳 □療育手帳 更生医療について □更生医療受給者証
精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療（精神通院医療）	出先でのお手続き方法をご案内します	別館3階302番 高齢・障害支援課 411-7115	手帳の住所変更手続 □精神保健福祉手帳 □印鑑（朱肉を使用する印）
児童手当	転出の届 □本人確認資料※1 ▽別途必要な書類を案内する場合があります。	別館3階304番 こども家庭支援課 411-7112	認定申請の手続 □請求者名義の預金通帳 □請求者の健康保険証 □印鑑（朱肉を使用する印） □個人番号確認書類 □本人確認資料※1 ▽別途必要な書類を案内する場合があります。
母子手帳を持っている	特にありません。 新住所地で手続してください。		母子健康手帳の異動手続 □母子健康手帳
児童扶養手当を受けている	市外転出手続 □証書	別館3階305番 こども家庭支援課 411-7113	□住民票 □証書 □印鑑（朱肉を使用する印）
保育所等お手続き	お問い合わせください。	別館3階303番 こども家庭支援課 411-7157	手続方法は各市区町村で異なります。 詳しくは新住所地の市区町村へお問い合わせください。
バイク（125cc以下）	廃車の手続 □ナンバープレート □標識交付証明書 □届出人の確認資料 （運転免許証など）	本館3階324番 税務課 411-7049	登録の手続 □廃車証明書 廃車の手続をしていない場合 □神奈川県のナンバープレート □標識交付証明書 ▽詳細は新住所地の市区町村でお問い合わせください。
個人住民税（市・県民税）	特にありません。（住民税は、1月1日現在の住所地で前年1年間の所得に対して課税されます。）	本館3階325番 税務課 411-7041	特にありません。 （1月1日に居住していなければ新住所地では個人住民税は課税されません。）
犬の登録	特にありません。 新住所地で手続してください。	本館2階205番 生活衛生課 環境衛生係 411-7143	登録事項の変更届 □鑑札 □当該年度の注射済票

※1 運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・住民基本台帳カード(写真付)。その他については、お問い合わせください。

○ 転出証明書について

- ・転出を取りやめたとき ⇒ 転出証明書と本人確認資料を持って、別館1階103番窓口へ（転出取消）
- ・転出証明書を紛失したとき ⇒ 本人確認資料を持って、別館1階103番窓口へ（転出証明書の再発行）
- ・転出予定日や新住所地が変更になったとき ⇒ 転出証明書はそのまま使用できます。
新住所地の市区町村で手続をしてください。

**新住所地では、住み始めた日から14日以内に
転入の手続をしてください。**

※ 国外への転出届をされた方が、帰国し転入届をする場合

- ・国外への転出の場合転出証明書は発行されません。
- ・帰国して転入届を行う場合は、次の書類を転入先市区町村の窓口にお持ちください。

【日本国籍をお持ちの方】

- パスポート（転入される方全員分をお持ちください。）
- 戸籍謄本・抄本（本籍地の市区町村で取得してください。※本籍地以外では取得できません。）
- 戸籍の附票（本籍地の市区町村で取得してください。※本籍地以外では取得できません。）
- マイナンバーカード

【外国人住民の方】

- パスポート（転入される方全員分をお持ちください。）
- 在留カード・特別永住者証明書等… お持ちの方はご持参ください。
- マイナンバーカード